

昭23.9.21  
第67号  
0266

# 鳥取縣公報

## 規則

### ◇鳥取縣規則第三十二号

鳥取縣立公共職業補導所規程を次のように改め、昭和二十四年四月一日よりこれを適用する。

昭和二十四年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

別表鳥取縣立公共職業補導所一覽表中「鳥取縣立鳥取建築工公共職業補導所、鳥取市、建築工、建築科、一ケ年、五〇名」を削り、「鳥取縣立鳥取機械工公共職業補導所」を「鳥取縣立鳥取公共職業補導所」に改め、「建築工、建築科、一ケ年、三〇名」を加える。

## 告示

### ◇鳥取縣告示第二四五号

昭和二十四年四月三十日  
第二千六百号  
土曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5種

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築物の住所氏名 東伯郡倉吉町大字魚町二五五一 宮 本 政 明

- 一、建築物の位置 同
- 一、同 用途 店舗併用住宅
- 一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 二一、六平方米 突出する部分 同
- 一、許可條件

一、前項の事業実施の場合は事業者の指定する期間内

00267

に無償にてこの建築物を売却すること。  
一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。  
一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各項に定めたる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第二百六号

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

昭和二十四年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、申請人の住所氏名 鳥取市新品治町六一

堀 江 爲 義

一、指定の場所 鳥取市三軒屋三三ノ一番地

一、建築線の延長 二九、三米

一、建築線間の距離 四、三米

一、図面省略

鳥取縣告示第二百七号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市陽田町一三ノ二野田勳方

野 田 榮

一、建築物の位置 米子市兩三柳三六二九ノ一番地

一、同 用途 住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 四一、五二平方米

一、同 突出する部分 四、五四同

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内

00268

に無償にてこの建築物を売却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各項に定めたる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第二百八号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市博労町一丁目八九

田 中 照 子

一、建築物の位置 米子市明治町二番地

一、同 用途 店舗

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 一〇〇平方米

一、同 突出する部分 同

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を売却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各項に定めたる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第二百九号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市博労町一丁目八九

田 中 照 子

一、建築物の位置 米子市明治町二番地

一、同 用途 店舗

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

02300

00269

82800

00270

15800

一、建築主の住所氏名 東伯郡上小鴨村大字廣瀬 六七二ノ一 石坂定春

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字鎮治町 一丁目一九一七ノ一

一、同 用途 店舗併用住宅

一、同 構造 木造 檜葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 四八、四三平方メートル 突出する部分三五、四五同

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

◇鳥取縣告示第二百十号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年四月三十日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、建築主の住所氏名 米子市道笑町一丁目三 株式会社長谷川商會 社長 長谷川利隆

一、建築物の位置 米子市道笑町一丁目四

一、同 用途 木工品工場

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 五二、二五平方メートル 突出する部分 八、〇〇同

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

◇鳥取縣告示第二百十一号

昭和二十四年三月二十二日及び三月三十一日三月定例縣議會の議決を経た昭和二十三年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算昭和二十三年度特別会計就学奨励資金歳入歳出追加予算及び昭和二十三年度特別会計競馬事業費歳入歳出追加更正予算は次の通りである。

昭和二十四年四月三十日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十三年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算

1 縣 稅	8,320,717
1 獨立稅	8,320,717
2 公企業及び財産收入	37,840
1 財産收入	37,840
4 使用料及び手数料	△4,729,866
1 使用料	△4,985,573
2 手数料	205,704
5 國庫支出金	6,957,884
1 下渡金	△501,452
2 補助金	7,459,336
6 特別金	△1,530,000
1 特別金	△1,530,000
7 繰入金	△376,009
1 特別会計繰入金	△276,009
8 繰越金	2,821,300
1 前年度繰越金	2,821,300
9 雑收入	△108,000
3 物品売却代	△128,000

12200

8	雜入	20,000		2,960,685
10	縣債	△391,000		1,041,287
1	縣債	△391,000		44,499
	歲入合計	6,202,366		25,080
	歲出			614,000
1	會議費	445,640		72,400
1	縣會議費	80,000		1,201,767
2	委員會費	865,640		455,000
2	縣職員費	5,445,207		458,445
1	縣職員費	5,429,767		1,057,469
2	監查委員費	15,450		220,946
4	土木費	106,038		△158,358
1	土木出張新費	59,812		368,606
2	堤港務所費	6,706		113,265
17	產業開發調查費	34,000		14,801
20	土木器材調整費	6,020		△14,801
5	教育費	12,436,010		518,000
1	小學校費	5,562,997		△9,990,008
2	中學校費			8,680
3	高等學校費			50,000
4	特殊學校費			92,566
5	永產學校施設費			△1,022,777
10	定時制高等學校費			1,379,112
11	教育振興費			226,112
14	教職員共濟組合費			350,000
22	社會體育費			10,000
27	教育委員會費			35,000
6	社會及勞務施設費			10,000
7	民生委員費			35,000
9	兒童福祉事業費			100,000
13	世話費			100,000
15	職業輔導費			△555,444
16	勞政諮詢費			20,000
18	勞仍教育啓蒙費			△347,000
25	獎德學校寮各建設費			350,000
7	保健衛生費			257,262
29	蠶苗養成費			257,262
35	治山防災施設事業費			△99,278
40	畜業試驗場費			875,000
41	蠶檢定所費			592,600
47	種畜場費			
48	有畜管農指導所費			
50	家畜傳染病予防施設費			
51	酪農獎勵費			
52	馬產獎勵費			
58	飼料対策費			
55	畜產加工事業費			
56	畜產振興費			
69	協同農業普及事業費			
70	麥類暖冬異交対策費			
9	農地費			
2	開拓指導施設費			
5	農地制度改革費			
7	開拓施設費			

100500

22200

1	保健所費	18,869		8,680
2	健民費	△134,917		50,000
5	花柳病診療所費	△869,610		92,566
7	性病予防費	△4,537,390		△1,022,777
9	衛生統計費	50,000		1,379,112
10	衛生取締費	500,000		226,112
11	衛生諮詢費	12,000		350,000
12	保健所拡充費	△5,023,960		10,000
8	產業經濟費	1,748,731		35,000
1	農事試驗場費	23,188		100,000
5	農產生產資料対策費	10,000		△555,444
6	農業技術浸透施設費	△18,349		20,000
7	農業協同組合事業施設費	228,917		△347,000
9	食糧需給調整費	769,560		350,000
11	農產加工所費	5,919		257,262
13	工業指導所費	37,757		△99,278
15	中小企業振興対策費	60,000		875,000
21	工業試驗場復旧費	95,500		592,600

00318



00273

18	縣管用水幹線改良事業費	△870,960	22	職員給与改善費	△14,711,475
22	未墾地開墾促進施設費	△40,000	27	最高裁判所国民審査諸費	106,425
35	機械購入費	300,000	歳出合計		6,202,366
10	地方振興費	2,305,248	歳入		
1	地方振興費	2,305,248	昭和三十二年特別会計就学奨励資金歳入歳出追加予算		
13	統計調査費	312,500	款 項	追加予算高	備考
1	一般統計調査費	7,000	2 国庫支出金	58,726	
2	農林統計費	305,500	1 補助金	58,726	
14	選挙費	△1,571,370	歳入合計	58,726	
1	衆議院議員選挙費	△1,213,700	歳 出		
15	公債費	6,800,000	1 就学奨励事業費	58,726	
1	元利償還金	6,800,000	2 補助負担金及交付金	58,726	
16	諸支出金	△3,203,021	歳出合計	58,726	
4	特別会計繰入金	805,005	昭和三十二年特別会計就学奨励事業費歳入歳出追加更正予算		
8	自動車諸費	205,165	款 項	追加更正予算高	備考
13	渉外諸費	371,513	1 事業収入	△1,979,740	
14	公報活動費	20,000	1 事業収入	△1,979,740	
15	過年度返納金	346			

00274

2	使用料及手数料	22,000	2	職員給与改善費	△14,711,475
1	手数料	22,000	27	最高裁判所国民審査諸費	106,425
3	雑収入	△173,285	歳出合計		6,202,366
1	雑 入	△173,285	歳入		
4	繰入金	805,005	昭和三十二年特別会計就学奨励資金歳入歳出追加予算		
1	一般会計から繰入	805,005	款 項	追加予算高	備考
歳入合計		△1,326,020	昭和三十二年特別会計就学奨励事業費歳入歳出追加更正予算		
歳 出			款 項	追加更正予算高	備考
1	事業費	△996,425	1 事業収入	△1,979,740	
1	事業費	△996,425	1 事業収入	△1,979,740	
2	諸文支出金	△309,595			
1	一般会計繰入金	△309,595			
3	予備費	△20,000			
1	予備費	△20,000			
歳出合計		△1,326,020			

量器第一種取締を次のように執行する。但し執行期日別検査区域及び器物提出場所は米子市長の告示による。  
昭和二十四年四月三十日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

検査執行期間 時 刻 執行区域  
自昭和二十四年五月六日 自午前九時 米子市  
至 至午後三時

鳥取縣告示第二百十三号  
兒童福祉法第二十三條、第二十四條及び第二十七條第一項第三号の規定による措置等のため支出する費用のうち昭和二十四年度第一、四半期各施設別、事務費の月額限度を次の通りとする。  
昭和二十四年四月三十日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設種別	施設名	所在地	月 額
母子寮	鳥取母子寮	鳥取市	一八、三三五円
同	米子同	米子市	一三、三三〇円

鳥取縣公報 第二千六百號 昭和二十四年四月三十日

同	倉吉町	東伯郡倉吉町	二、五七六
同	溝口町	日野郡溝口町	九、五四二
同	岩美寮	岩美郡岩井町	九、七四六
保育所	修立保育園	鳥取市	一三、八八七
同	又兼同	同	一七、五一三
同	富桑同	同	二一、二六三
同	みたから同	同	一三、〇〇二
同	母子寮同	同	六、九〇一
同	賀露同	同	一四、五八八
同	久松同	同	二八、二六一
同	小さき花園	同	二三、一四〇
同	甘露園	同	九、五九三
同	愛光園	八頭郡賀茂村	一〇、一六六
同	仁慈保幼園	米子市	一四、七二二
同	愛宕同	岩美郡岩井町	一七、二五三
同	上井保育園	東伯郡上井町	二六、一六八
同	八橋同	東伯郡八橋町	一一、八三九
同	赤碕同	東伯郡赤碕町	三〇、四九三

同	建徳同	西伯郡外江町	一七、五四四
同	梅壇同	同 郡境町	四、八五一
同	青谷愛兒園	氣高郡青谷町	二二、六九四
同	倉吉同	東伯郡倉吉町	二四、九〇九
同	香寶寺保育園	同 郡茂津村	二七、一八二
同	渡青園	西伯郡渡村	二八、八五八
同	多里保育園	日野郡多里村	二二、四三二
同	養護施設 鳥取育兒院	鳥取市	五八、一八六
同	聖園天使團	米子市	二七、九四〇
同	因伯保兒院	東伯郡倉吉町	一七、四九一
同	英徳学校	米子市	四七、〇二四

昭和三十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により東

鳥取縣告示第百十四号

昭和三十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により東を廃止する。

伯郡南谷村長並びに縣會議員候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年五月六日から  
同年同月十一日まで

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第二十三号

左記により鳥取縣教育委員會の定例会議を招集する。

昭和二十四年四月三十日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

記

- 一、日時 昭和二十四年五月四日午前十一時
- 一、会期 一日間
- 一、場所 鳥取市東町 鳥取縣教育委員會委員室
- 一、附議すべき事項

彙報

- 一、学級児童定員変更並に学級数変更に関する件
- 一、小学校教員の定員一部修正に関する件
- 一、鳥取縣立鳥取図書館使用内規
- 一、事務局人事の件

主要食糧検査令施行規則第十一條第一項に基く検査規格中五その他の主要食糧(乾めん)の包装の種類並びにその細目を次のように定め昭和廿四年四月十日よりこれを施行する。

昭和廿四年四月三十日

鳥取食糧事務所長 吉 川 穆

一、包装規格

- (1) 量 目
- (イ) 一把の重量手のべそうめんは二〇匁乃至五〇匁を一把とし機械製そうめん、冷むぎ平めんは一〇〇匁を一把とし乾うどんは一三三、三匁(五〇〇瓦乃至二六六、六匁(一疋))を一把とし紙紐にて

結束するものとする。

(甲) 一箱(函袋)の量目は正味一八疋又は九疋入りとする。

(2) 容器

乾麺中短麺節麺は紙袋入とし他の乾麺は木箱又は紙函とし運送盗藏に適するもの。

(3) 荷造り

直径三分以上の繩を使用し左の方法に依り実施すること。

(イ) 一八疋入箱(函)の場合

横兩端二ヶ所二廻りし男結びとすること。

(ロ) 九疋入箱(函)の場合

横兩端二ヶ所一廻りし男結びとすること。

(ハ) 九疋入箱(函)二個合せの場合

縦二廻り一個所とし横二廻り二個所のキの字形とし何れも箱の角にて男結びとすること。

(ニ) 九疋又は十八疋入紙袋

重量約四十五匁の紙質強靱な二層以上のクラフト

紙袋を用い袋口を内方に折り込んだ上を縦一筋一廻りし袋口にて男結びとし横繩は一筋一廻りし縦繩に交叉する個所に於て戻し掛けとし袋の横にて男結びとすること。  
但し縦横繩を一本にて使用する場合は袋の横にて男結びとすること。

昭和二十四年四月三十日印刷  
昭和二十四年四月三十日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

発 行 所

鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町